

【危険物による火災を防げ！】

～災害を防ぐため、大規模な危険物事業所の職員を対象に研修を行いました。～

川越地区消防局予防課は、川越市南西部の危険物大規模事業所「トーヨーケム(株)川越製造所（川越市中福地内）」の職員を対象に、平成29年6月27日（火）危険物による火災を防止するための研修を行いました。

研修に参加した職員は、「**危険物施設での火災は、製造所と一般取扱所が多いことを学びました。これからも対策を怠らず安全性を向上していきたい。**」と話していました。



～主な研修内容～ (川越地区消防局)

《要約》

01 ～危険物施設は減っているのに、危険物施設の事故が増えています～

(危険物施設数) 平成6年 56万件➡平成27年 42万件 ※約4分の3に減っています。
(事故件数) 平成6年 287件➡平成27年 580件 ※約2倍に

02 ～危険物施設の火災の約80%は【製造所・一般取扱所】で発生している。

03 ～製造所等で発生した火災の出火原因は、「静電気」を起因としていることが多い。

04 ～静電気火災を防止するためには、チェックリストを活用する～

05 ～危険物規制の基礎と申請のながれ～

：危険物施設の種類 ：危険物申請の種類 ：危険物申請手順（全体のながれ）
：申請時に提出する必要書類

危険物災害対策

～トーヨーケム(株)川越製造所の工夫～

○組織的な危険物災害防止対策

・トーヨーケム(株)川越製造所では、危険物災害を防止するために「安全部会」という専門部会を構成し、定期的に**安全パトロール**（危険物の取扱いや消火設備の機能チェック、避難経路の確認等）を行っています。

○標準化

・静電気対策に係る対策を「**静電気防災細則**」として策定し標準化しており、従業員に周知徹底することで、安全性の維持を図っています。

○静電気警報と注意報

・湿度が60%を下回った場合、「**静電気注意報**」が、湿度が40%を下回った場合「**静電気警報**」が発令されます。

・これによって、製造所等の火災危険が存する施設では、床面に水を撒き、静電気の発生を抑止する工夫をしています。

危険物災害対策

～トーヨーケム(株)川越製造所の工夫～

○保安教育「安全道場」

・トーヨーケム(株)川越製造所では、危険物災害を防止するために「安全道場」という場所で、体験型の保安教育を全従業員に対して行うことで、意識を向上させ安全を維持する工夫をしています。また、工事で危険物施設に短期間滞在する工事関係者に対しても同様の保安教育を行っています。



○安全道場では次の体験等を行うことができます。

- ・ 静電気を発生させアース接地により放電体験
 - ・ 静電気による微量の粉塵に着火実験
 - ・ 静電気による微量の危険物に引火実験
 - ・ 摩擦による静電気発生体験
 - ・ 危険物を容器で回転させ静電気を発生させる体験
- ・ 左の写真は、普段から安全道場で保安教育を行っている講師の皆さん。

危険物災害対策

～トーヨーケム(株)川越製造所の工夫～



- ・ 摩擦による静電気発生体験装置

- 少しの摩擦でも静電気放電は、発生します。



- ・ 静電気を発生させアース接地により放電体験を行う装置

- アースの大切さを学ぶことができます。

- ・ 静電気による微量の粉塵に着火実験

- 粉塵上の物質は、容易に着火することが学べます。

その他の災害対策

～トーヨーケム(株)川越製造所の工夫～



○Vベルトに指が巻き込まれた時の力を、割りばしを使って体験する装置（左図）

○機械に手を挟まれた時の対処を学ぶための装置（下図）

